

令和 6 年度

弟子屈町各会計予算書

令和6年度各会計予算書

目次

1	一般会計	1
2	国民健康保険特別会計	13
3	介護保険特別会計	17
4	後期高齢者医療特別会計	21
5	温泉事業特別会計	25
6	水道事業会計	29
7	下水道事業会計	33

一 般 会 計

令和6年度 弟子屈町一般会計予算

令和6年度弟子屈町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,039,000千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,500,000千円と定める。

令和6年3月4日 提出

弟子屈町長 徳 永 哲 雄

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 町 税		931,994
	1. 市 町 村 民 税	390,718
	2. 固 定 資 産 税	435,222
	3. 軽 自 動 車 税	23,211
	4. 町 た ば こ 税	60,942
	5. 入 湯 税	21,901
2. 地 方 譲 与 税		146,700
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	32,900
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	94,000
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	19,800
3. 利 子 割 交 付 金		400
	1. 利 子 割 交 付 金	400
4. 配 当 割 交 付 金		1,500
	1. 配 当 割 交 付 金	1,500
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		10,000
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金	10,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		186,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	186,000
8. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		2,900
	1. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	2,900
9. 環 境 性 能 割 交 付 金		9,200
	1. 環 境 性 能 割 交 付 金	9,200

10. 地方特例交付金		1,800
	1. 地方特例交付金	1,800
11. 地方交付税		3,910,000
	1. 地方交付税	3,910,000
12. 交通安全対策特別交付金		700
	1. 交通安全対策特別交付金	700
13. 分担金及び負担金		179,563
	1. 分担金	22,000
	2. 負担金	157,563
14. 使用料及び手数料		200,118
	1. 使用料	158,896
	2. 手数料	41,222
15. 国庫支出金		1,026,733
	1. 国庫負担金	298,313
	2. 国庫補助金	726,455
	3. 国庫委託金	1,965
16. 道支出金		477,609
	1. 道負担金	187,955
	2. 道補助金	277,790
	3. 道委託金	11,864
17. 財産収入		22,924
	1. 財産運用収入	21,903
	2. 財産売却収入	1,021
18. 寄附金		4,500,130
	1. 寄附金	4,500,130
19. 繰入金		721,837

款	項	金	額
	1. 基金繰入金		721,837
20. 繰越金			165,000
	1. 繰越金		165,000
21. 諸収入			2,234,792
	1. 延滞金加算金及び過料		50
	2. 町預金利子		40
	3. 貸付金元利収入		215,755
	4. 受託事業収入		8,611
	5. 雑収入		2,010,336
22. 町債			1,308,100
	1. 町債		1,308,100
歳入	合計		16,039,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 議会費		78,221
	1. 議会費	78,221
2. 総務費		5,204,576
	1. 総務管理費	5,158,679
	2. 徴税費	6,237
	3. 住民基本台帳費	12,480
	4. 選挙費	13,929
	5. 統計調査費	938
	6. 監査委員費	12,313
3. 民生費		2,099,885
	1. 社会福祉費	1,687,576
	2. 児童福祉費	412,009
	3. 災害救助費	300
4. 衛生費		879,103
	1. 保健衛生費	515,192
	2. 清掃費	363,911
5. 労働費		6,916
	1. 労働諸費	6,916
6. 農林水産業費		536,265
	1. 農業費	434,848
	2. 林業費	101,281
	3. 水産業費	136
7. 商工費		2,785,449
	1. 商工費	2,785,449

款	項	金 額
8 . 土 木 費		1 , 1 7 3 , 8 2 4
	1 . 道 路 橋 梁 費	4 1 2 , 0 9 9
	2 . 都 市 計 画 費	2 6 2 , 8 4 6
	3 . 住 宅 費	4 5 5 , 2 4 5
	4 . 河 川 費	4 3 , 6 3 4
9 . 消 防 費		5 0 6 , 3 9 7
	1 . 消 防 費	5 0 6 , 3 9 7
1 0 . 教 育 費		7 3 8 , 4 1 7
	1 . 教 育 總 務 費	3 0 5 , 8 3 3
	2 . 小 學 校 費	1 2 0 , 3 7 6
	3 . 中 學 校 費	8 8 , 6 1 7
	4 . 社 會 教 育 費	7 5 , 2 8 4
	5 . 保 健 體 育 費	1 4 8 , 3 0 7
1 1 . 災 害 復 旧 費		1 0
	1 . 農 林 水 產 業 施 設 災 害 復 旧 費	5
	2 . 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	5
1 2 . 公 債 費		1 , 1 3 3 , 3 1 0
	1 . 公 債 費	1 , 1 3 3 , 3 1 0
1 3 . 諸 支 出 金		1 0
	1 . 普 通 財 產 取 得 費	1 0
1 4 . 給 与 費		8 8 4 , 6 1 7
	1 . 給 与 費	8 8 4 , 6 1 7
1 5 . 予 備 費		1 2 , 0 0 0
	1 . 予 備 費	1 2 , 0 0 0
歲 出	合 計	1 6 , 0 3 9 , 0 0 0

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2. 総務費	1. 総務管理費	中心市街地再構築	3,715,500	令和6年度	60,600
				令和7年度	2,613,900
				令和8年度	1,041,000

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
川湯デジタルテレビ中継局 送信機更新事業	令和6年度から 令和8年度まで	71,000
公 用 車 購 入 (災 害 連 絡 車)	令和6年度から 令和10年度まで	3,000
業 務 用 電 算 機 器 購 入	令和6年度から 令和10年度まで	10,300
校 務 用 パ ソ コ ン 購 入	令和6年度から 令和10年度まで	17,300

第4表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨 時 財 政 対 策 債	千円 9,300	普通貸借 又は 証券発行	4.0以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及 び地方公共団体金融機構 資金、日本政策金融公庫 資金について、利率の見直 しを行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件によ り、銀行その他の場合には、その債権者と 協定するものとする。ただし町財政の都合 により、繰上げ償還することができる。
町 有 林 整 備 事 業	20,100	〃	〃	〃
弟 子 屈 原 野 9 線 防 雪 柵 新 設 事 業	3,900	〃	4.0以内	〃
奥 春 別 西 10 号 三 笠 線 防 雪 柵 新 設 事 業	7,900	〃	〃	〃
公 営 住 宅 建 設 事 業	188,900	〃	〃	〃
公 営 住 宅 除 却 事 業	21,000	〃	〃	〃
道 路 施 設 等 長 寿 命 化 事 業	44,100	〃	〃	〃
各 小 学 校 空 調 設 備 設 置 事 業	4,700	〃	〃	〃
各 中 学 校 空 調 設 備 設 置 事 業	2,300	〃	〃	〃

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
摩 周 観 光 文 化 セ ン タ ー 改 修 事 業	千円 27,100	普通貸借 又は 証券発行	4.0以内 %	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし町財政の都合により、繰上げ償還することができる。
河 川 改 修 事 業	43,000	〃	〃	〃
ワ イ ナ リ ー 建 設 事 業	19,900	〃	〃	〃
多 機 能 型 生 活 館 建 設 事 業	118,200	〃	〃	〃
水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車 更 新 事 業	61,300	〃	〃	〃
中 心 市 街 地 再 構 築 事 業	107,900	〃	〃	〃
川 湯 温 泉 再 構 築 事 業	182,600	〃	〃	〃
川 湯 保 育 園 整 備 事 業	63,900	〃	〃	〃
認 定 こ ど も 園 整 備 事 業	15,000	〃	〃	〃
摩 周 厚 生 病 院 医 療 機 器 更 新 補 助 事 業	11,700	〃	〃	〃
浄 化 槽 設 置 費 補 助 事 業	3,500	〃	〃	〃

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央源泉揚湯発電設備事業	千円 143,600	普通貸借 又は 証券発行	4.0以内 %	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし町財政の都合により、繰上げ償還することができる。
火葬場改修事業	38,000	〃	〃	〃
廃棄物処理作業車更新事業	18,300	〃	〃	〃
橋梁長寿命化事業	40,400	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 公共交通維持確保事業	15,000	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 高齢者等生活支援事業	5,800	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 乳児養育支援事業	5,300	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 屈斜路地区通園児送迎支援事業	5,000	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 保育園・認定こども園就園支援事業	14,200	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 浄化槽設置費補助事業	2,000	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 こども医療費無償化事業	5,400	〃	〃	〃

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎地域持続的発展特別事業 農業後継者対策事業	千円 5,500	普通貸借 又は 証券発行	4.0以内 %	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし町財政の都合により、繰上げ償還することができる。
過疎地域持続的発展特別事業 畑作生産基盤強化事業	10,000	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 乳牛検定事業	200	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 自然体験・環境学習事業	5,000	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 住宅建築資金助成事業	9,000	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 民間賃貸住宅建設等促進事業	23,000	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習バス運行事業	3,100	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 スポーツ振興助成事業	3,000	〃	〃	〃
計	1,308,100			

国民健康保険特別会計

令和6年度 弟子屈町国民健康保険特別会計予算

令和6年度弟子屈町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ934,664千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月4日 提出

弟子屈町長 徳 永 哲 雄

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金	額
1. 国民健康保険税			188,776
	1. 国民健康保険税		188,776
2. 道支出金			658,592
	1. 道補助金		658,592
3. 財産収入			1
	1. 財産運用収入		1
4. 繰入金			87,244
	1. 他会計繰入金		87,244
5. 繰越金			1
	1. 繰越金		1
6. 諸収入			50
	1. 延滞金加算金及び過料		20
	2. 雑収入		30
歳入	合計		934,664

歳出

(単位：千円)

款	項	金	額
1. 総務費			11,790
	1. 総務管理費		8,838
	2. 徴税費		2,692
	3. 運営協議会費		260
2. 保険給付費			631,269
	1. 保険給付費		631,269
3. 国民健康保険事業費納付金			273,080
	1. 国民健康保険事業費納付金		273,080
4. 共同事業拠出金			1
	1. 共同事業拠出金		1
5. 保健事業費			16,883
	1. 特定健康診査等事業費		4,242
	2. 保健事業費		12,641
6. 基金積立金			1
	1. 基金積立金		1
7. 諸支出金			1,140
	1. 償還金及び還付加算金		1,130
	2. 延滞金		10
8. 予備費			500
	1. 予備費		500
歳出	合計		934,664

介護保険特別会計

令和6年度 弟子屈町介護保険特別会計予算

令和6年度弟子屈町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ957,149千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月4日 提出

弟子屈町長 徳 永 哲 雄

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金	額
1. 保 険 料			150,796
	1. 介 護 保 険 料		150,796
2. 国 庫 支 出 金			242,479
	1. 国 庫 負 担 金		148,023
	2. 国 庫 補 助 金		94,456
3. 道 支 出 金			144,223
	1. 道 負 担 金		130,811
	2. 道 補 助 金		13,412
4. 支 払 基 金 交 付 金			241,179
	1. 支 払 基 金 交 付 金		241,179
5. 財 産 収 入			2
	1. 財 産 運 用 収 入		2
6. 繰 入 金			171,726
	1. 一 般 会 計 繰 入 金		149,747
	2. 基 金 繰 入 金		21,979
7. 繰 越 金			10
	1. 繰 越 金		10
8. 諸 収 入			6,734
	1. 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料		10
	2. 雑 入		6,724
歳 入	合 計		957,149

歳出

(単位：千円)

款	項	金	額
1. 総務費			16,826
	1. 総務管理費		11,022
	2. 徴収費		473
	3. 介護認定審査会費		4,993
	4. 趣旨普及費		338
2. 保険給付費			857,953
	1. 介護サービス等諸費		739,066
	2. 介護予防サービス等諸費		34,723
	3. その他諸費		661
	4. 高額介護サービス等費		22,580
	5. 高額医療合算介護サービス等費		3,939
	6. 特定入所者介護サービス等費		56,984
3. 地域支援事業費			82,058
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費		28,293
	2. 一般介護予防事業費		6,939
	3. 包括的支援事業・任意事業費		46,751
	4. その他諸費		75
4. 基金積立金			2
	1. 基金積立金		2
5. 諸支出金			310
	1. 償還金及び還付加算金		310
歳出	合計		957,149

後期高齢者医療特別会計

令和 6 年度 弟子屈町後期高齢者医療特別会計予算

令和 6 年度弟子屈町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ160,462千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 3 月 4 日 提出

弟子屈町長 徳 永 哲 雄

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金	額
1. 後期高齢者医療保険料			107,715
	1. 後期高齢者医療保険料		107,715
2. 繰入金			52,497
	1. 一般会計繰入金		52,497
3. 繰越金			10
	1. 繰越金		10
4. 諸収入			240
	1. 延滞金、加算金及び過料		10
	2. 償還金及び還付加算金		210
	3. 雑入		20
歳入	合計		160,462

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 総務費		9,920
	1. 総務管理費	9,920
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		150,302
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	150,302
3. 諸支出金		210
	1. 償還金及び還付加算金	210
4. 予備費		30
	1. 予備費	30
歳出	合計	160,462

温泉事業特別会計

令和6年度 弟子屈町温泉事業特別会計予算

令和6年度弟子屈町の温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ303,771千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は40,000千円と定める。

令和6年3月4日 提出

弟子屈町長 徳 永 哲 雄

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		72,200
	1. 使用料	72,183
	2. 手数料	17
2. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
3. 繰入金		62,279
	1. 基金繰入金	62,279
4. 繰越金		10
	1. 繰越金	10
5. 諸収入		4,281
	1. 雑収入	4,281
6. 町債		165,000
	1. 町債	165,000
歳入	合計	303,771

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 経 営 費		292,122
	1. 給 湯 管 理 費	292,122
2. 公 債 費		11,249
	1. 公 債 費	11,249
3. 予 備 費		400
	1. 予 備 費	400
歳 出	合 計	303,771

第2表 地方債

事業名	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
給湯施設整備事業	千円 165,000	普通貸借 又は 証券発行	% 4.0以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし町財政の都合により、繰り上げ償還することができる。
計	165,000			

水道事業会計

議案第30号

令和6年度 弟子屈町水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度弟子屈町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	2,716 戸		
(2) 年 間 総 配 水 量	722,735 立方メートル		
(3) 一 日 平 均 配 水 量	1,980 立方メートル		
(4) 主要な建設改良事業			
浄水設備改良事業	工事費	4,730	千円
配水設備改良事業	工事費	22,780	千円
検定満了メーター器取替事業	799 台	7,227	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		198,537 千円
第1項 営業収益		176,841 千円
第2項 営業外収益		20,775 千円
第3項 特別利益		921 千円

支		出
第1款	水道事業費用	195,244 千円
第1項	営業費用	182,985 千円
第2項	営業外費用	11,659 千円
第3項	予備費	600 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額78,306千円は過年度分損益勘定留保資金56,875千円、当年度分損益勘定留保資金16,864千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,567千円で補てんするものとする）。

収		入
第1款	資本的収入	46,711 千円
第1項	企業債	27,400 千円
第2項	他会計補助金	19,311 千円

支		出
第1款	資本的支出	125,017 千円
第1項	建設改良費	64,565 千円
第2項	企業債償還金	60,452 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道配水管整備事業費	千円 15,400	普通貸借 又は 証券発行	% 4.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行 その他の場合には、その債権者と協定するものと する。ただし企業財政その他の都合により、繰上 げ償還することができる。
上水道施設整備事業費	3,300	同上	同上	同上
簡易水道配水管整備事業費	4,000	同上	同上	同上
簡易水道施設整備事業費	4,700	同上	同上	同上
計	27,400			

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、70,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 38,581 千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 一般会計からこの会計へ補助を受ける目的及び金額は、次のとおりと定める。

補 助 の 目 的	金 額
	千円
弟子屈上水道第 4 次拡張事業の企業債に係る利子及び維持管理費補助	523
緊急給水装置整備事業の企業債に係る利子及び維持管理費補助	117
川湯簡易水道導水管等移設の企業債に係る利子及び維持管理費補助	374
児童手当に対する補助	420
屈斜路簡易水道老朽管更新事業の企業債に係る元利補助	3,742
川湯簡易水道老朽管更新事業の企業債に係る元利補助	5,149
美留和簡易水道老朽管更新事業の企業債に係る元利補助	2,088
屈斜路簡易水道施設整備事業の企業債に係る元利補助	2,766
川湯簡易水道施設整備事業の企業債に係る元利補助	998
美留和簡易水道施設整備事業の企業債に係る元利補助	6,011
合 計	22,188

(たな卸資産購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、30,548 千円と定める。

令和 6 年 3 月 4 日提出

弟子屈町長 徳 永 哲 雄

下水道事業会計

議案第31号

令和6年度 弟子屈町下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度弟子屈町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|----------------|
| (1) 水洗化世帯数 | 1,820 戸 |
| (2) 年間有収水量 | 335,800 立方メートル |
| (3) 主要な建設改良事業
処理場改良事業 | 工事費 28,000 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		369,190 千円
第1項 営業収益		89,791 千円
第2項 営業外収益		279,399 千円

支		出
第1款	下水道事業費用	369,190 千円
第1項	営業費用	339,732 千円
第2項	営業外費用	24,835 千円
第3項	特別損失	4,223 千円
第4項	予備費	400 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額52,571千円は当年度分損益勘定留保資金46,894千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,677千円で補てんするものとする）。

収		入
第1款	資本的収入	128,384 千円
第1項	企業債	12,600 千円
第2項	他会計負担金	7,305 千円
第3項	他会計補助金	85,747 千円
第4項	国庫補助金	21,758 千円
第5項	負担金	974 千円

支		出
第1款	資本的支出	180,955 千円
第1項	建設改良費	28,000 千円
第2項	企業債償還金	152,955 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ79,181千円及び81,016千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 12,600	普通貸借 又は 証券発行	% 4.0以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし企業財政その他の都合により、繰上げ償還することができる。
計	12,600			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 15,733千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は起債元金償還補助等で133,747千円である。

令和6年3月4日提出

弟子屈町長 徳 永 哲 雄

